

村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定住及び駅西開発エリアの開発等を促進するため、民間事業者等が行う戸建て住宅用宅地等開発のための道路等のインフラ整備及び駅西商業施設等事業用地の確保やインフラ整備をする場合において、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戸建て住宅用宅地等開発促進事業
- (2) 駅西商業施設等事業用地開発促進事業

2 前項各号に掲げる事業の対象要件及び補助金の額等は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金事前協議書（別記様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事前協議の承認)

第4条 市長は、前条の規定による協議を受けた場合は、その内容を審査し、その適否を決定したときは、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金事前協議承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付申請書（別記様式第3号）によるものとし、別表第1に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請内容を変更し、又は取り下げするときは、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付変更（取下げ）承認通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(完了報告)

第8条 実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金完了報告書（別記様式第7号）によるものとし、別表第1に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の報告を受けた場合においては、審査を行い、額を確定し、申請者に村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市次世代まちづくり開発促進事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第12条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し適用する。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)

(1) 戸建て住宅用宅地等開発促進事業

<p>対象要件</p>	<p>(1) 補助対象地域 村山市内全地域 (特にインフラ整備の困難な場所を除く)</p> <p>(2) 補助対象事業 戸建て住宅を建設するために「分譲する宅地」または「建売分譲する宅地」を3区画以上同時に行う宅地等開発事業 (将来的に周辺への宅地等開発が見込まれる事業用地開発事業を含む。)</p> <p>1区画の最低敷地面積は165㎡以上とし、店舗併用住宅も可とする。ただし、1区画の最低敷地面積は、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域及び駅西地区計画等、別に定めのある場合は、その基準に従うものとする。</p> <p>(3) 対象期間 令和3年度～令和8年度</p> <p>(4) 補助対象者 宅地建物取引業を営み、宅地開発を行う民間事業者 (市外事業者も可)</p>
<p>補助金の額</p>	<p>(1) 補助対象経費 道路構造令、市道認定基準及び開発許可技術基準等に適合する道路で、完成後、村山市が寄付を受けることが前提の道路整備費用 (事前に道路管理者と協議し同意を得たもの)</p> <p>(2) 補助率 定額</p> <p>(3) 上限額 補助対象となる道路延長1メートルにつき103千円 一事業あたりの上限額30,000千円</p>
<p>事前協議</p>	<p>添付書類</p> <p>(1) 宅地開発事業計画書 (任意様式) 宅地開発事業の位置図、現況図及び現況写真</p> <p>(2) 宅地開発事業の平面図、縦横断図、構造図等</p> <p>(3) 事業費積算書</p> <p>(4) 施設の立面図 (施設がある場合)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

申請手続	添付書類 (1) 宅地開発事業計画書及び収支予算書 (任意様式)
完了報告	添付書類 (1) 事業成績書及び収支決算書 (任意様式) (2) 工事完了届 (3) 工事写真 (着工前、完成後、工事中) 報告期限 事業完了年度の3月20日まで完了報告書を提出すること。
その他	(1) 上下水道 (市水道課所管) 市上下水道事業として市が施工 (宅地開発の内容により補助対象者に負担金が発生する)

(2) 駅西商業施設等事業用地開発促進事業

対象要件	<p>(1) 補助対象地域 駅西開発エリア内の国道13号西側で市長が指定する区域</p> <p>(2) 補助対象事業 上記(1)の区域内における3,000㎡以上の商業施設等開発事業で、用地の取得・造成や、雪押し場、調整池の整備、上下水道管の敷設、雨水排水路の整備等、出店に係る環境整備事業</p> <p>(3) 対象期間 令和3年度～令和8年度</p> <p>(4) 補助対象者 ア 事業用地開発を行う民間事業者 イ 事業用地とは、次に掲げる業種の事業の用に供する用地をいう。 (ア) 日本標準産業分類に掲げる大分類Iの小売業のうち、中分類56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業 (イ) 日本標準産業分類に掲げる大分類Mの飲食サービス業のうち、中分類76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業(ただし、小分類766バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。) (ウ) 日本標準産業分類に掲げる大分類Nの娯楽業のうち、中分類78洗濯・理容・美容・浴場業、80娯楽業(ただし、小分類803競輪・競馬等の競争場、競技団、細分類8064パチンコホール、細分類8094芸ぎ業、細分類8096娯楽に附帯するサービス業は除く。) (エ) その他、上記に属するもののほか、特に市長が認めたもの</p>
補助金の額	<p>(1) 補助対象経費 対象要件(2)に要する費用 (事前協議において同意を得たもの)</p> <p>(2) 補助率 上記(1)に要する費用の2分の1</p> <p>(3) 上限額 開発面積1,000㎡につき2,000千円 一事業あたりの上限額50,000千円</p>

事前協議	<p>添付書類</p> <p>(1) 商業施設等事業用地開発事業計画書（任意様式） 開発事業の位置図、現況図及び現況写真</p> <p>(2) 開発事業の平面図、縦横断図、構造図等 及び土地利用計画図</p> <p>(3) 事業費積算書</p> <p>(4) 施設の立面図（施設がある場合）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
申請手続	<p>添付書類</p> <p>(1) 商業施設等事業用地開発事業計画書（任意様式）</p>
完了報告	<p>添付書類</p> <p>(1) 事業成績書及び収支決算書（任意様式）</p> <p>(2) 工事完了届</p> <p>(3) 工事写真（着工前、完成後、工事中）</p> <p>報告期限 事業完了年度の3月20日まで完了報告書を提出すること。</p>